

(2) 目標達成のために実施する交通施策の検討

将来像の実現に向けて、地域公共交通計画では4つの基本方針に基づく30の交通施策を設定し、推進していきます。なお、「公共交通幹線軸の強化」、「異なる事業者間の連携強化」、「MaaSの推進」、「おでかけ交通の充実」などの7施策を重点施策に設定しています。

表 総合交通戦略（地域公共交通網形成計画）における交通施策

分類	交通施策	★ 重点 施策	施策の内容
ネットワークの強化・充実	1 公共交通幹線軸の強化	★	コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を目指すため、市内の拠点間を結ぶ幹線軸の公共交通サービスを強化します。
	2 拠点間BRTの推進		バス機能強化区間ににおいて、一度に大量輸送が可能となる連節バスを導入し、効率的な運行を目指すとともに、定時性・速達性を確保した、拠点間のBRTを推進します。
	3 幹線に接続するフィーダー路線の充実	★	効率的で持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けて、最寄りの幹線に接続するフィーダー路線の充実を図ります。
	4 異なる事業者間の連携強化	★	利便性が高く持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、異なる事業者間の連携を強化し、利用者の利便性の向上や効率的な運行を取り組みます。
	5 バス交通の相互連携による輸送の効率化の検討		利用者にとって利便性の高いバス交通の実現に向けて、バス事業者間が相互に連携して運行サービスの提供を行なうなどの検討を行ないます。
	6 小型バスの運行による路線の維持・確保		利用者が少ないバス路線の運営効率化を図るため、車両の小型化を行うことで、効率的な運行による路線の維持・確保を行ないます。
	7 新規鉄道路線の検討		北九州空港アクセス、東九州新幹線等の新規鉄道路線の必要性などについて、今後の社会状況等を注視しながら検討します。
利便性の向上・環境にやさしい公共交通の利用促進	8 交通結節機能の強化	★	乗り継ぎ利用者の多い駅やバス停において、事業者間が連携することで、快適に多様な交通サービスを利用できる交通拠点となるように、交通結節機能を強化します。
	9 駅前広場の整備、機能強化		主要な鉄道駅において、駅前広場の整備や改良を行い、交通拠点としての結節機能を高めます。
	10 鉄道連続立体交差化		JR折尾駅周辺の交通円滑化と市街地の一体化を図るために、鉄道の高架化を行うとともに、交通結節機能の強化、にぎわいのあるまちづくりを一体的に推進していきます。
	11 待合環境の整備		バス停に上屋やベンチ、広告付きバス停、スマートバス停などを整備し、利便性向上のための待合環境を改善します。また、交通拠点における待合所の整備などを推進します。
	12 タクシー利用環境の改善		タクシー需要の多い街なかにおいて、道路空間を活用し、タクシー乗り場を設置するなど、タクシーカーの利用環境の改善を検討します。また、駅前広場の整備に合わせて安全で快適なタクシーの乗り場環境の整備を行ないます。
	13 パーク＆ライド、サイクル＆ライドの推進		街なかでの駐車場所確保や交通渋滞といった問題を解決し、環境に優しい公共交通の利用促進を図るために、パーク＆ライドの利用を促進します。併せて、自転車と公共交通の組み合わせによるサイクル＆ライドの利用も促進します。
	14 MaaSの推進	★	本市の地域特性に応じた北九州版MaaSの実現に向けて、チケットレス、キャッシュレスなどの取り組みを推進します。
	15 割引サービスの導入検討		公共交通の利用を促進するため、時間帯別や、曜日別運賃割引、サブスクリプションなどの割引運賃サービスの導入を検討します。
	16 エコドライブ・ノーマイカーデーの推進、再配達の防止		エコドライブ・ノーマイカーや再配達の防止を市民周知し、自動車によるCO ₂ 排出の削減を図ります。
	17 次世代自動車の普及、多面的利用		地球環境に優しい次世代自動車（ハイブリッドを含む電動車）の積極的な普及を図るとともに、EV・FCVの蓄電機能を活用した災害時への備えを確保します。
	18 自動運転サービスの社会実装化		自動運転サービスの社会実装の実現に向けて、地元企業等の技術を活用した実証実験、産学連携による技術開発・共同研究等に取り組みます。
	19 新たなモビリティの導入検討		公共交通を補完する新たな交通サービスとして、グリーンスローモビリティや超小型モビリティ等の導入を検討します。
誰もが使いやすい公共交通の実現	20 バリアフリー化の推進	★	様々な障害のある方や高齢者などの公共交通の利用環境を改善するため、鉄道駅・バス停周辺・車両などのバリアフリー化を進めます。
	21 おでかけ交通の充実	★	一定の人口が集積する公共交通空白地域において、地域住民の交通手段を確保するため、地域住民、交通事業者、市がそれぞれの役割分担のもとで連携してジャンボタクシー等を運行しており、今後もおでかけ交通の充実を図っています。
	22 高齢者の生活支援や社会参加、健康づくりによる外出支援		高齢者が年齢に関わりなく健康を維持し、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、日常生活圏域での生活支援や社会参加、健康づくりのための取組を推進します。
	23 モビリティマネジメントの実施		地域・学校・高齢者等を対象に「モビリティマネジメント」を実施し、徒歩・自転車・公共交通への自発的な行動の変容を促します。
	24 高齢者の運転免許証自主返納支援		高齢者の運転免許証自主返納支援のため、タクシー料金や飲食料金の割引等を行う運転免許証自主返納サポーター制度や市営施設の一部を無料利用できる免許返納特典カード制度を推進します。
公共交通環境を支える	25 災害対応の取組強化		交通事業者と行政が連携し、災害時の情報発信や運行情報を提供する仕組みなど、災害時に対応するための取組を強化します。
	26 都市計画道路等の整備		都市の骨格を形成し、安全・安心な生活交通や公共交通を支える道路環境の充実を図るために、都市計画道路等の整備を行ないます。
	27 新規道路の整備		下関北九州道路は、本州と九州を繋ぐ新たな幹線道路ネットワークとして、また関門地域を一体化する都市間連絡道路として広域的な連携を支える道路として位置づけられており、早期実現を目指し、国に対して要望を行なっています。
	28 都市高速道路の利用促進		大型車の都市高速道路への誘導や一般道路からの利用転換を促進し、一般道路の混雑緩和や環境負荷の軽減を図ります。
	29 自転車の活用推進		令和3年1月に策定した北九州市自転車活用推進計画に基づき、自転車通行空間ネットワークの形成、利用しやすい駐輪環境の形成、放置自転車対策の推進、シェアサイクル事業の推進などに取り組みます。
	30 バスレーンに関する啓発活動		バス専用レーンやバス優先レーンにおける、路線バスの定時性・速達性を高めるため、啓発活動を実施します。

7-8 国等の支援制度（主なもの）

（1）金融上の支援制度

①民間都市開発推進機構による金融支援

対象区域	都市再生整備計画の区域、都市機能誘導区域等
支援事業	次の要件を満たし国土交通大臣の認定を受けた事業 ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと ・事業用地が 0.2ha 以上であること（医療・福祉、教育文化、商業施設、インキュベーション施設を含む事業及び低未利用地等を活用した一定の事業は 500 m ² 以上）
支援限度額	①～③のうち、最も少ない額 ①総事業費の 50% ②資本の 50% ③公共施設等の整備費

②都市環境維持・改善事業資金融資

貸付対象者	エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人、まちづくり法人
貸付限度額	事業に要する額の 1/2 以内

（2）税制上の支援制度

①都市機能を誘導する事業を促進するための税制

（敷地の集約化など用地確保の促進）

概要	措置
誘導すべき都市機能の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の特例	(1) 居住用資産を譲渡し、整備された建築物を取得する場合 買換特例 所得税 100% 【恒久措置】 (2) 居住用資産を譲渡し、特別の事情により整備された建築物を取得しない場合の所得税（個人住民税）の軽減税率【恒久措置】 原則：15%（5%）→6,000万円以下 10%（4%） (3) 長期保有（5年超）の土地等を譲渡する場合 【令和4年12月31日まで】 所得税（個人住民税）：軽減税率 原則 15%（5%） →2,000万円以下 10%（4%） 法人税 : 5%重課→5%重課の適用除外
都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の特例	(1) 長期保有（5年超）の土地等を譲渡する場合 上記(3)と同じ (2) 当該法人の行う都市機能の整備等のために土地等を譲渡する場合 1,500万円特別控除

(3) 財政上の支援制度

①都市構造再編集中支援事業（個別支援制度）

支援対象	都市再生整備計画に基づき実施される誘導施設及び公共公益施設の整備等
支援率	国費率 都市機能誘導区域内：1/2 都市機能誘導区域外：45%

②社会资本整備総合交付金（公共交通施設関係）

支援対象	生活に必要な機能へのアクセスや立地誘導を支える公共交通施設 (LRT、駅前広場、バス乗り換えターミナル・待合所等) 複数市町村を結ぶ公共交通への支援を拡充 バス利用促進に係る駐輪場、駐車場への支援を拡充
支援率	居住誘導区域内等：国1/2 地方1/2 その他の場合：国1/3 地方2/3

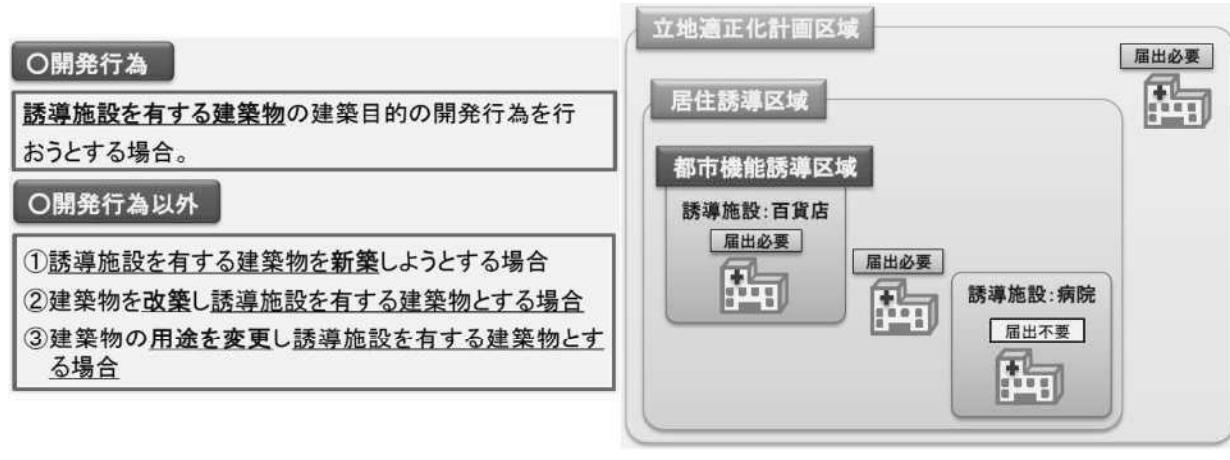
※各支援制度の詳細、その他の国等の支援制度については、国土交通省のホームページ等でご確認ください。

7-9 届出制度の運用

届出制度は、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きや居住誘導区域外における住宅開発等の動きを市が把握するための制度です。届出制度の運用にあたっては、届出者への各種支援措置等の情報提供等を通じて都市機能や居住の区域内への立地誘導を図ります。

(1) 都市機能誘導区域外における誘導施設の立地

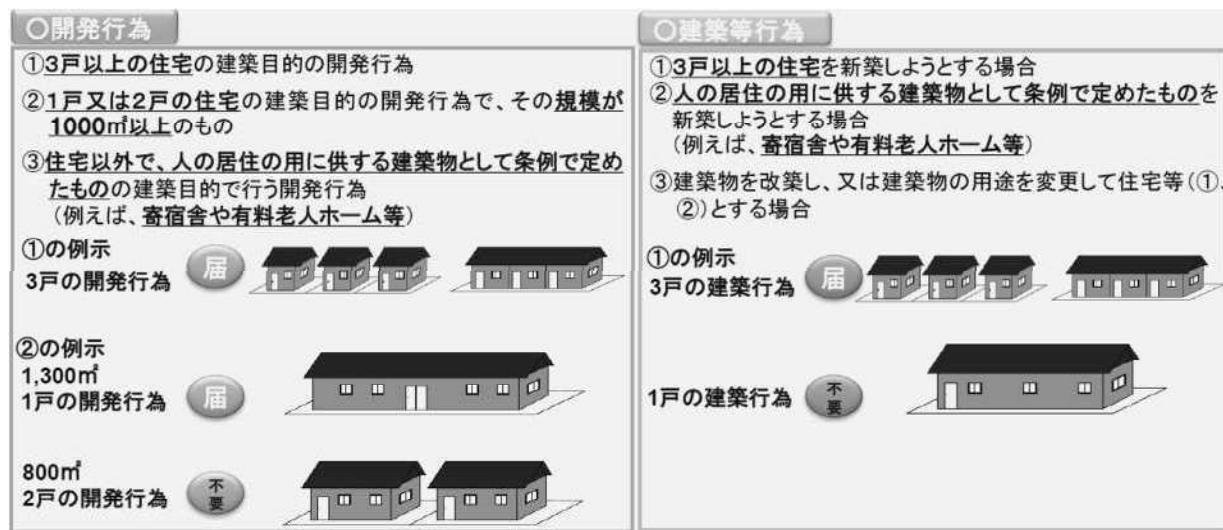
都市機能誘導区域外の区域で誘導施設（第5章5-3(3)参照）を対象に以下の行為を行おうとする場合には、原則として市長への届出が必要となります。（都市再生特別措置法第108条）



出典 国土交通省資料におけるイメージ

(2) 居住誘導区域外における住宅開発等

居住誘導区域外の区域で、3戸以上、又は、1,000m²以上の住宅等に係る開発行為や3戸以上の住宅等の建築行為等を行おうとする場合には、原則として市長への届出が必要となります。（都市再生特別措置法第88条）



出典 国土交通省資料におけるイメージ

第8章

～防災指針に関する事項～

第8章 防災指針に関する事項

8-1 防災指針について

(1) 背景

近年、全国各地で自然災害が頻発・激甚化の傾向をみせており、そうした自然災害に対応するため、防災まちづくりの観点から、総合的な防災・減災対策を講じることが喫緊の課題となっています。

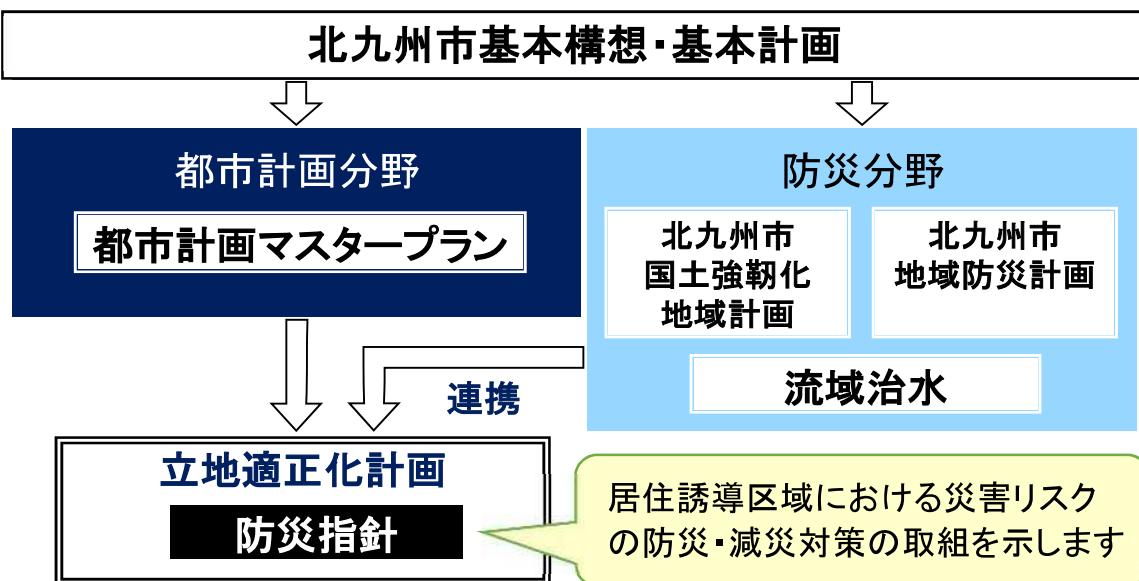
このような状況を受け、国において、令和2年（2020年）6月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、立地適正化計画において「防災指針」の作成が位置付けられました。

(2) 防災指針の目的

防災指針は、主に居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定めるものであり、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災機能確保に関する指針です。また、居住誘導区域内における災害リスクを出来る限り回避あるいは低減させるために、必要な防災・減災の取組を示していくものです。

本市の防災指針では、居住誘導区域における地域ごとの災害リスクを明確にし、そのリスクを回避・低減するための取組方針等を設定し、各分野のハード・ソフト対策の取組内容を明示したものになります。

(3) 防災指針の位置付け



防災指針の策定にあたっては、「国土強靭化地域計画」や「地域防災計画」などの各種計画との連携や「流域治水」の考え方も踏まえ、地域の特性を考慮して策定する必要があります。

「国土強靭化地域計画」や「地域防災計画」は、市域全体の広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害等を想定対象として防災に対する考え方を扱っており、「流域治水プロジェクト」については遠賀川水系や北九州圏域の二級水系などの河川流域を対象として、流域に関わる関係者が協働して水災害対策を行っています。

これら関連計画を踏まえ、居住誘導区域における災害リスクの防災・減災対策の取組を示します。

(4) 防災指針の検討の流れ

防災指針は、「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」で示されている手順を参考として、以下の検討フローに基づき検討を進めます。



(5) 対象とするハザード情報

防災指針の対象とする災害等については北九州市国土強靭化地域計画、北九州市地域防災計画で想定する災害と都市計画運用指針（国土交通省）の考え方を踏まえ、防災指針で対象とする災害ハザード情報は、各法令等に基づいて災害ハザードについての区域が公表されている情報を対象とします。

【国土強靭化地域計画・地域防災計画における市域全体で想定する災害】

災害の想定		国土強靭化地域計画	地域防災計画
風水害	洪水	水防法第14条に定める想定最大規模降雨	水防法第14条に定める想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域 ・ 最大規模の降雨量（L2） ・ 計画規模降雨量（L1）
	雨水出水（内水）	水防法第14条の2に定める想定最大規模降雨	水防法第14条の2に定める想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域
	高潮	水防法第14条の3に定める想定し得る最大規模の高潮による浸水の発生	同左
	土砂	土砂災害防止法に基づく土砂災害により被害を受けるおそれのある区域 ・ 土砂災害警戒区域 ・ 土砂災害特別警戒区域	同左
地震・津波		<p>【海底活断層による津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内において西山断層を震源とするMw（モーメントマグニチュード）7.6の地震発生に伴い最高津波水位3.0mに到達すると想定 市内において対馬海峡東断層を震源とするMw 7.4の地震発生に伴い最高津波水位4.6mに到達すると想定 市内において周防灘断層群主部を震源とするMw 7.2の地震発生に伴い最高津波水位3.2mに到達すると想定 <p>【プレート境界周辺で起こる津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> 太平洋沖の南海トラフによる巨大地震が想定 市内においてMw 9.1の地震発生に伴い、最高津波水位3.5mに到達すると想定 <p>【地震】</p> <ul style="list-style-type: none"> 活断層による地震 小倉東断層M6.9、福智山断層M7.0、市内で震度6弱（一部6強）が想定 プレート境界周辺で発生する地震 南海トラフによる巨大地震M9.0を想定し、市内で震度5弱（一部5強）が想定 地下岩盤の活動による地震 M6.9の地震を想定し、市内で震度6弱（一部6強） 	同左

【流域治水プロジェクトで想定する災害】

災害の想定		遠賀川水系流域治水プロジェクト	北九州・宗像圏域流域治水プロジェクト
風水害	洪水 土砂	令和元年東日本台風では、戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、遠賀川水系においても、事前防災対策を進める必要があることから、以下の取り組みを実施していくことで、戦後最大の平成30年7月洪水と同規模の洪水及び気候変動による降雨量の増加に対して、本川の堤防からの越水を回避するなど、流域における浸水被害の軽減を図る	令和元年東日本台風では、全国各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、福岡県の北九州・宗像圏域においても事前防災対策を進める。 本圏域のうち北九州ブロックは、平地が少なく山地が複雑に入り組んだ地域であり、平地の都市化は著しく人口・資産が集中している。洪水氾濫が発生すると甚大な被害が生じる本圏域の特性を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域治水の取り組みを推進し、浸水被害の軽減を図る。

土砂

【対象とする災害ハザード情報】

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容
ア 地すべり防止区域	地すべり等防止法 第3条第1項	◇地すべり区域と隣接する地域の面積が一定規模以上のもので、河川、道路、官公署、学校などの公共建物、一定規模以上の人、農地に被害を及ぼすおそれのあるものとして国土交通大臣が指定した区域 (出典：福岡県 県土整備部砂防課)
イ 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法 第3条第1項 (※1) 建築基準法 第39条第1項 福岡県建築基準法施行条例 第3条	◇崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により一定規模以上の人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある土地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地の区域を知事が指定した区域 (出典：福岡県 県土整備部砂防課)
ウ 土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法 第9条第1項 (※2)	◇土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当する区域 (出典：福岡県 土砂災害警戒区域等について)
エ 土砂災害警戒区域	土砂災害防止法 第7条第1項 (※2)	◇急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりが発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地としての政令で定める基準に該当する区域 (出典：福岡県 土砂災害警戒区域等について)

※1：正式名称は「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」

※2：正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」